

## ⑭<sup>わいか</sup>矮化栽培による栗の剪定講習会の参加者を募集します

栗産地の生産振興を図るため、矮化栽培による高品質で高収量を目指した、栗の剪定講習会を開催します。

**日時** 平成 27 年 2 月 6 日（金）午前 10 時～11 時 30 分頃

**会場** 友部地区大古山地内圃場（現地集合・現地解散）※参加者には、後日現地案内図を送付します。

**内容** 栗の矮化栽培における剪定についての説明、剪定の実演

※矮化栽培の主な特徴

①脚立を使わなくても作業が容易な高さ（170cm～200cm）に剪定し、高齢者や女性でも圃場の管理をしやすくする。

②10a 当たりの植栽本数は、83 本（3×4m）と密栽栽培し、その後も、縮伐や間伐は行わず、すべて永久樹として活用する。

詳しくは、稲本マシンツール工業株式会社ホームページを参照してください。

(<http://aiki-marron.jp/other/about/>)

**講師** 稲本マシンツール工業株式会社 技術顧問 <sup>ほった ひろし</sup> 堀田 弘 さん

**対象** 市内在住で、出荷を目標として意欲をもって栗栽培に取り組む（予定も含む）方

※家庭果樹園を対象としたものではありません。

**定員** 20 名

**主催** 稲本マシンツール工業株式会社

**受講料** 無料

**持ち物** 防寒着 ※汚れても良い服装でご参加ください。

**申込方法** 電話でお申し込みください。

**申込期限** 平成 27 年 1 月 16 日（金）

**申・問** 稲本マシンツール工業株式会社 TEL 0299-45-2085

農政課（内線 527）

## ⑮笠間市「かさまの粋」農産品認証申請を受け付けています

笠間市では、地域農業・産業の活性化を目指して、農畜産品のブランド化を推進しています。

「かさまの粋」農産品認証制度は、市内で生産される優れた農畜産物や加工品を、「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が「かさまの粋」に認証する制度です。それにより、効果的にブランド化を推進し、地域農業・産業の活性化および発展に繋げていくことを目的としています。

認証申請は、随時受け付けをしていますが、今年度の受付期限は、次のとおりです。認証にあたっては、認証基準により審査があります。

農畜産物・加工品を生産・製造されている方は、ぜひ、「かさまの粋」農産品認証制度にご応募ください。

**申請方法** 農政課に置いてある申請書に必要事項を記入のうえ、直接お申し込みください。

**申請期限** 平成 27 年 1 月 23 日（金）

**申・問** 笠間市農産品ブランド化推進協議会 事務局（農政課内 内線 525）

## ⑯冬の「電気」の上手な使い方

日頃より、節電へのご協力をありがとうございます。

今冬についても、ご協力いただいている節電の効果により、電力の安定供給を確保できる見通しとなっていますが、引き続き無理のない範囲で節電へのご協力をお願いします。

**取組み期間** 平成 27 年 3 月 31 日（火）まで

### 【家庭での取組み】

暖房機器は、種類によって暖まり方が違います。寒い冬を暖かく過ごすために、機器を上手に選んで使いましょう。

<b>エアコン</b>	・カーテンやブラインドなどで冷気を遮断しましょう。 ・風向きを下に向け、暖気を循環させましょう。 ・フィルターの掃除は 2 週間に 1 回程度を目安に、こまめに行いましょう。
<b>こたつ</b>	掛け布団を 2 枚にしたり、マットを敷布団の下に敷いたりして断熱効果を高めましょう。
<b>電気カーペット</b>	電気カーペットの下に断熱効果のあるマットを敷いて断熱効果を高めましょう。
<b>電気ストーブ等</b>	すぐ温まりたいときや、部屋全体ではなく部分的に暖めたいときに活用しましょう。

### 【企業での取組み】

ビル・工場などでは、次のことに気をつけましょう。

<b>空調</b>	適正な温度設定をし、使っていないエリアは停止させましょう。
<b>照明</b>	使っていないエリアはこまめに消灯しましょう。 ※省エネ蛍光灯や LED 照明に交換しましょう。

**問** 環境保全課（内線 125）

## ⑰笠間農業振興地域整備計画の変更に伴う公告縦覧および異議申出について

笠間農業振興地域整備計画の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律第 11 条第 1 項の規定によって公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案の縦覧を次のとおり実施します。

なお、当該農業振興地域整備計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

また、農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関する権利を有する方は、農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、市に申し出ることができます。

### 【公告縦覧・意見書提出】

**縦覧期間** 平成 27 年 1 月 5 日（月）まで

**縦覧場所** 農政課

### 【異議申出】

**申出期間** 平成 27 年 1 月 20 日（火）まで

**申出先** 農政課

**問** 農政課（内線 542）

